

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規 則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

一〇〇

○福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

一〇〇

訓 令

○福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令

一〇〇

告 示

○全国自治宝くじ事務協議会を設置する件の一部を改正する件

一〇〇

○公印を新調しその使用を開始する件三件

一〇〇

○騒音規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件の一部を改正する件

一〇〇

○振動規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件の一部を改正する件

一〇〇

○悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準を定める件の一部を改正する件

一〇〇

○騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域を指定する件の一部を改正する件

一〇〇

○航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域を指定する件の一部を改正する件

一〇〇

○悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準を定める件を廃止する件

一〇〇

○土地改良事業計画を変更することを認可した件二件

一〇〇

○道路の区域を変更する件

一〇〇

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件

一〇〇

○土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件

一〇〇

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件

一〇〇

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

一〇五

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

一〇五

○都市計画事業の認可の告示があった件二件

一〇五

福島県選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告が

一〇五

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則及び福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三十号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「松本友作」を「村田文雄」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第三十一号

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法第七条第四項(法第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。及び)」を「前条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。及び法)」に、「規定により」を「規定による必要な措置として前条第四項に規定する」に改め、同条を第二条の二とし、第一条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第二条 知事は、法第七条第五項の規定により利害関係人の意見を聴こうとするときは、同項の規定により定めようとする特定鳥獣保護管理計画(同項の規定により変更しようとする特定鳥獣保護管理計画を含む。以下「特定鳥獣保護管理計画」という。)の案を当該利害関係人に送付し、及び特定鳥獣保護管理計画の案に対する意見の提出期限を当該利害関係人に文書で通知しなければならない。

2 知事は、特定鳥獣保護管理計画の案について、異議がある場合その他特に利害関係人の意見を聴く必要があると認めるときは、当該特定鳥獣保護管理計画の案について意見を聴く利害関係人として知事が適当と認めるものがある場合にあっては当該知事が適当と認める利害関係人の意見を聴くものとし、それ以外の場合にあっては公聴会を開催するものとする。

あつた件

一〇六一

3 前二項の規定は、法第十二条第二項の規定による禁止若しくは制限又は同条第三項の規定により知事がする制限並びに法第十四条第二項の規定による期間の延長及び同条第三項の規定による禁止又は制限の解除について準用する。

4 法第二十八条第六項（法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する必要な措置は、公聴会の開催とする。

第五条第四号キ中「放送法」を「又は放送法」に改め、「又は有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）による有線テレビジョン放送施設」を削る。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自然保護課）

訓 令

福島県訓令第十三号

本庁 機関
出先 機関
福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月三十日
福島県知事 佐藤 雄 平

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産技術会議規程（昭和四十四年福島県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表出先機関の項中「水産試験場 水産種苗研究所」を「水産試験場」に改める。

附 則
この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（農業振興課）

告 示

福島県告示第五十号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更し、平成二十四年四月一日から施行する。
平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

第三条第二号中「相模原市」の下に「熊本市」を加える。
第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。


附 則
1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。
2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

（総務課）

福島県告示第五十一号

公印を次のように新調し、平成二十四年四月一日その使用を開始する。
平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平


| | | | |
|------|--------------------|---|-------------------|
| 番号 | 公印の名称 | 印 | 公印管理者 |
| 17の7 | 福島県再生可能エネルギー産業推進監印 |  | 商工労働部産業振興総室産業創出課長 |

（文書法務課）

福島県告示第五十二号

公印を次のように新調し、平成二十四年四月一日その使用を開始する。
平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | | |
|----|-----------|---|-------------------------|
| 番号 | 公印の名称 | 印影 | 公印管理者 |
| 24 | 福島県現金取扱員印 |  | 総務部文書管財総室施設管理課の福島県現金取扱員 |

（文書法務課）

福島県告示第百五十三号

公印を次のように新調し、平成二十四年四月一日その使用を開始する。
平成二十四年三月三十日

職印

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | | |
|------|---------------------------------------|---|---------------------------|
| 番号 | 公印の名称 | 印影 | 公印管理者 |
| 24の2 | 福島県現金取扱員印（福島県立あぶくま養護学校安積分校の福島県現金取扱員印） |  | 福島県立あぶくま養護学校安積分校の福島県現金取扱員 |

(文書法務課)

福島県告示第百五十四号

騒音規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件（昭和五十四年福島県告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。
平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

前文中「福島県生活環境部環境保全領域大気環境グループ」を「福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課」に改め、「関係市町村」を「関係町村」に改める。

一の項中「福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、」を削る。

別表中「市町村名」を「町村名」に改め、同表福島市の項、会津若松市の項、白河市の項、須賀川市の項、喜多方市の項、相馬市の項、二本松市の項、田村市の項、南相馬市の項、伊達市の項及び本宮市の項を削る。

(水・大気環境課)

福島県告示第百五十五号

振動規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、規制基準等を定める件（昭和五十四年福島県告示第百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。
平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

前文中「福島県生活環境部環境保全領域大気環境グループ」を「福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課」に改め、「関係市町村」を「関係町村」に改める。

一の項中「福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、」を削る。
別表中「市町村名」を「町村名」に改め、同表福島市の項、会津若松市の項、白河市の項、須賀川市の項、喜多方市の項、相馬市の項、二本松市の項、南相馬市の項、伊達市の項及び本宮市の項を削る。

(水・大気環境課)

福島県告示第百五十六号

悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準等を定める件（平成八年福島県告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。
平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

前文中「福島県生活環境部環境保全総室水・大気環境課」を「福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課」に改め、「関係市町村」を「関係町村」に改める。

一の項中「福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、」を削る。

別表中「市町村名」を「町村名」に改め、同表福島市の項、会津若松市の項、白河市の項、須賀川市の項、喜多方市の項、相馬市の項、二本松市の項、南相馬市の項、伊達市の項及び本宮市の項を削る。

(水・大気環境課)

福島県告示第百五十七号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域を指定する件（平成十七年福島県告示第百七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。
平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「市町村名」を「町村名」に改め、同表福島市の項、会津若松市の項、郡山市の項、いわき市の項、白河市の項、須賀川市の項、喜多方市の項、二本松市の項、南相馬市の項及び本宮市の項を削る。

(水・大気環境課)

福島県告示第百五十八号

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域を指定する件（平成十七年福島県告示第百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。
平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

前文中「福島県生活環境部環境保全領域大気環境グループ」を「福島県生活環境部環

境共生総室水・大気環境課」に改める。

(水・大気環境課)

福島県告示第百五十九号

悪臭防止法の規定に基づき規制地域を指定し、及び規制基準を定める件(平成二十三年福島県告示第百十号)は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(水・大気環境課)

福島県告示第百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、二本松市土地改良区が永田原セ地区基盤整備促進事業(農道)に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十四年三月二十二日認可した。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が上ノ原地区ほ場整備事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十四年三月二十二日認可した。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | | |
|--------------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 | 変更後 |
| 一般国道 三五二号 | 南会津郡檜枝岐村字下 見通一・二・三番一地先 | 九・六〇 一一・二二 | 八二・二二 |
| | | 変更前の 敷地の幅員 (メートル) | 変更後の 敷地の幅員 (メートル) |

| | | | |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-------|
| から 見通一・二・三番一地先 まで | 郡同 村字下 見通一・二・三番一地先 | 変更後 一五・〇〇 二四・〇〇 | 八二・二二 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-------|

(道路計画課)

福島県告示第百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称
喜多方市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
塩川都市計画下水道事業(喜多方市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日
平成六年四月五日
- 四 事業施行期間
(変更前) 平成六年四月五日から平成二十四年三月三十一日まで
(変更後) 平成六年四月五日から平成二十九年三月三十一日まで
- 五 事業地
取用の部分
都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十八年福島県告示第三百二十五号)の事業地に喜多方市塩川町小府根字屋敷、字辻及び字江添並びに新江木字千刈の全部の区域を加える。
同事業地に喜多方市塩川町小府根字近江、字蓮沼、天沼字貝沼、字能家、字沢田、字木ノ下、字村北、字村東及び字村前並びに遠田字上ノ屋敷、字殿田、字広面、字横大道、字六角、字前田、字田向屋敷、字田向及び字高水口並びに新江木字谷地田の各一部の区域を加える。
同事業地のうち喜多方市塩川町遠田字東谷地並びに新江木字駒形、字角庄及び小府根字大在家の各一部の区域を変更する。
同事業地のうち塩川町字諏訪町の全部の区域並びに字鼠田、字東岡、字新丁、字石橋、字竹ノ花、字岡ノ前、字西ノ新田、字古戸城、字四郎田及び字恵比寿喜田の各一部の区域を喜多方市塩川町諏訪町一丁目全部の区域に変更する。
同事業地のうち塩川町字源屋、字恵比寿喜田、字鼠田、字諏訪前、字古戸城字四郎田及び字東岡の各一部の区域を喜多方市塩川町諏訪町二丁目全部の区域に変更する。
同事業地のうち塩川町字下江の全部の区域並びに字源屋、字諏訪前、

字窪田、字蛭田及び字恵比寿喜田の各一部の区域を喜多方市塩川町諏訪町三丁目の全部の区域に変更する。

同事業地のうち塩川町字西ノ新田、字勝木田、字石橋及び字竹ノ花の各一部の区域を喜多方市塩川町御殿場一丁目の全部の区域に変更する。

同事業地のうち塩川町字西ノ新田、字石橋、字西岡及び字恵比寿喜田の各一部の区域を喜多方市塩川町御殿場二丁目の全部の区域に変更する。

同事業地のうち塩川町字西ノ新田及び字沼尻並びに大字遠田字沼上及び字琵琶阿湖の各一部の区域を喜多方市塩川町御殿場三丁目の全部の区域に変更する。

同事業地のうち塩川町字西ノ新田、字蛭田及び字恵比寿喜田並びに大字遠田字沼上、字東谷地及び字琵琶阿湖の各一部の区域を喜多方市塩川町御殿場四丁目の全部の区域に変更する。

同事業地のうち塩川町字恵比寿喜田、字諏訪前及び字蛭田並びに大字遠田字東谷地並びに大字新江木字角庄の各一部の区域を喜多方市塩川町御殿場五丁目の全部の区域に変更する。

同事業地のうち塩川町大字遠田字東谷地、字沼上、字琵琶阿湖及び字籠田の各一部の区域を喜多方市塩川町御殿場六丁目の全部の区域に変更する。

同事業地のうち塩川町大字天沼字小池新田の一部の区域を喜多方市塩川町天沼字木ノ下の一部の区域に変更する。

同事業地のうち塩川町大字天沼字坂ノ下及び字銅巻原の各一部の区域を喜多方市塩川町天沼字村前の一部の区域に変更する。
使用の部分 なし。
(下水道課)

福島県告示第百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称

伊達市

二 都市計画事業の種類及び名称

県北都市計画下水道事業(伊達市公共下水道)

三 事業認可の年月日

昭和六十三年九月二十七日

四 事業施行期間

(変更前) 昭和六十三年九月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで
(変更後) 昭和六十三年九月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十一年福島県告示第百十八号)の事業地に伊達市根田の各一部の区域を加える。

同事業地のうち伊達市細谷、沢田、六角、籠田、柳内、上台及び高田の各一部の区域を変更する。

使用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十一年福島県告示第百十八号)の事業地のうち伊達市保原町字金山及び京門の各一部の区域を変更する。
(下水道課)

福島県告示第百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称

国見町

二 都市計画事業の種類及び名称

県北都市計画下水道事業(国見町公共下水道)

三 事業認可の年月日

昭和六十三年九月二十七日

四 事業施行期間

(変更前) 昭和六十三年九月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで
(変更後) 昭和六十三年九月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十年福島県告示第百八十一号)の事業地に伊達郡国見町大字藤田字中沢四及び字大枝道二の各一部の区域を加える。

同事業地のうち大字山崎字水門前の全部の区域を削る。
同事業地のうち大字山崎字江下、大字藤田字大枝道一、字八斗時、字畠林一、字日渡四、字日渡二及び字中沢三並びに大字塚野目字下三本木の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし。
(下水道課)

福島県告示第百六十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月三十日

- 一 土地区画整理組合の名称 会津若松市五月町土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 会津若松市橋本二丁目二番三十四号
- 三 設立認可の年月日 平成四年九月八日
- 四 変更認可の年月日 平成二十四年三月二十三日
- 五 変更の内容 資金計画

事業施行期間

変更前 平成四年九月八日から平成二十四年三月三十一日まで
 変更後 平成四年九月八日から平成二十五年三月三十一日まで

(まちづくり推進課)

福島県告示第六十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年九月二十日次のとおり指定した。

平成二十四年三月三十日

- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間
- 須賀川瓦斯株 須賀川市卸町四四 平成二十三年九月二〇日から平
- 式会社 番地 西白河郡矢吹町八幡
- 成二八年三月三十一日まで
- 町七八六番地
- (出納総務課)

公 告

公告第六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項の規定による特定非営利
 活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
- 平成二十四年三月十九日
- 二 名称
- 特定非営利活動法人ネットサポート
- 三 代表者の氏名
- 内海 好一
- 四 主たる事務所の所在地
- 福島県会津若松市南千石町六番五号 会津若松市商工会議所2F
- 五 定款に記載された目的
- この法人は、障がい者や高齢者及び家族とこれらを取り巻く地域住民や行政機関、

福祉・医療機関等を結ぶネットワークづくりや福祉に関する情報の収集及び提供の活
 動を通じ地域のソーシャルキャピタルの培養を促すことで、障がい者や高齢者が安心
 して生活ができる地域づくりとともに、障がい者や高齢化社会に対応したまちづくり
 による地域活性化を行うことで、広く社会に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

広野町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

監事 根本 敏行

同 鈴木 良平

就任した役員

役別 氏名

監事 根本 賢仁

同 松本 幸一

住所

双葉郡広野町大字上浅見川字長畑一二七番地

同 郡同 町大字下北迫字新町八八番地

住所

双葉郡広野町大字下浅見川字松下一二番地

同 郡同 町大字下北迫字宮田六四番地

(農村計画課)

公告第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三條第二項で準用する同法第六十二條
 第一項の規定による告示があったので、同法第六十六條の規定により、次のとおり公告
 する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

| | | | |
|---|--------|-------------------------------------|--------------------------|
| 都市計画事業の 種類及び名称 | 実施者の名称 | 事務所の所在地 | 事業地の所在 |
| いわき都市計画 道路事業三・四・ 一二七号三函台 山線及び三・四・ 二号国道六号線 | 福島県 | いわき市平字梅 本一五番地 福島県いわき建 設事務所 | 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし |

公告第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

（まちづくり推進課）

| | | | | | |
|---------------|-----|--------|-----------------------------|--------|---|
| 都市計画事業の種類及び名称 | 福島県 | 事業者の名称 | いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所 | 事業地の所在 | 収用の部分 いわき市小名浜字本町、西町、定西、竹町、船引場、辰巳町地内 使用の部分 なし |
|---------------|-----|--------|-----------------------------|--------|---|

（まちづくり推進課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、南相馬市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年三月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

| | | | | | |
|------------|----------------|------------|-----------------|-----------|------------|
| 指定年月日 | 指定施設の所在地 | 指定施設の名 称 | 指定施設の管 理 者 | 聴衆席の面積 | 聴衆席収容見込人員数 |
| 平成二十三年一月一日 | 南相馬市原町区北町五三七番地 | 南相馬市労働福祉会館 | NPO法人はらまちクラブ理事長 | 一七五平方メートル | 一六〇人 |